# 育児休業手当金の制度改正について

# のパパ・ママ育体プラス制度」の施行

#### (平成 22 年 6 月 30 日~)

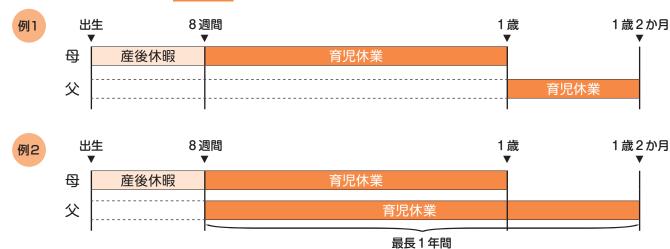
両親がともに育児休業を取得する場合の特例(通称:パパ·ママ育休プラス制度)により、次のとおり育児休業手当金の支給対象期間が改正されましたのでお知らせいたします。

### ● 改正内容

#### ①父母がともに育児休業を取得する場合

父母がともに育児休業を取得する場合、養育する子が1歳2か月(改正前は1歳)に達する日までの間で1 年間(母親の場合は、その子の出生日及び産後休暇を含めた1年間)を限度に 育児休業手当金を支給すること とされました。

【改正後の支給例】 育児休業 ……育児休業手当金支給対象期間



※父母が同時に取得している期間も含めて1人ずつに対し育児休業手当金が支給されます。

#### ②出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として特別な事情がなくても再度の育児休業の取得が可能となり、その間、育児休業手当金が支給されます。



※父の育児休業手当金の支給期間の上限は、前後の期間を併せて1年間となります。

## ● 請求手続き

上記のパパ・ママ育休プラス制度による育児休業手当金を請求される場合は、従来からの請求書に次の書類の添付が必要となります。

- ①住民票等組合員の配偶者であることが確認できる書類
- ②育児休業取扱通知書(雇用保険加入者が取得)または、育児休業に関する所属機関の長の証明書(共済組合加入者が取得)等、組合員の配偶者の育児休業期間が確認できる書類

上記の改正後の支給例は主な事例を示したもので、その他詳細につきましては、所属所共済事務担当課または共済組合保険課までお問い合わせください。